

# 『鳥取県の民家』（昭和49年刊）を訪ねて—古民家「終活」の時代— Re-visit "Traditional private houses in Tottori prefecture" published in 1974 —Toward the times to finish the private houses—

環境学部 4年 野口 さやか

**研究の目的** 昭和40～50年代の高度経済成長に伴う国民生活の劇的な変化により、伝統的な民家は著しく数を減らしていった。この状況を危惧した文化庁は全47都道府県で民家の緊急調査を実施することとし、鳥取県では昭和47～48年度に調査がおこなわれた。その成果報告書が『鳥取県の民家—鳥取県民家緊急調査—』（鳥取県教委1974以下、報告書1974と略称）である。報告書1974刊行から45年が経過し、更なる近代化と急激な過疎化が併行して進行するなかで、文化財指定を目的とした報告書に掲載された民家39件の変化を辿り、鳥取県がどのような方向にむかおうとしているのかを探ろうと考えた。また、報告書1974と同時期に刊行された関連図書として、木島幹世による新聞連載50回（1972-73）「失われゆく古民家」（2014年に単行本として出版）、広瀬安美（1974）『兵庫の民家』がある。この二篇の図書に掲載されている麒麟地区の古民家も調査の対象とした。こうして、因幡・但馬における古民家の変容と地域変動の理解に努め、今後の動向を見通そうとしたのである。

**調査の概要** 2019年度前期から報告書1974と新聞連載のデータ化に着手し、その成果を踏まえながらフィールドワークに移行していった。2019年5月15日から2019年12月5日までの14回の現地訪問によって、報告書1974掲載民家39件、新聞連載県東部地区（重複分除く）14件、『兵庫の民家』掲載但馬民家3件を調査した（計57件）。調査ではヒアリングと調書作成、GPSデジカメによる外観撮影、ドローンによる空撮をおこない、その成果を報告書情報と包括したデータベースを作成した。また、写真データをフォトスキャンにより加工して外観と配置の3Dモデルも多数作成した。

**民家の変容にみる地域の動向** 再訪した民家の現状は多彩であり、在方農家はA類～D類、町方町家・武家はD類～F類（D類は共通）の7パターンに細分したが、大きくみれば、文化財指定をなした一群と未指定のままの一群に大別できる。後者の場合、空き家・空き地化、あるいは改築・改修などの現状変更が圧倒的に多く、茅葺き屋根を露出する民家は一例のみ、鉄板で茅葺き屋根を被覆する民家は数例にすぎない。一方、前者は保全が担保されているようで、じつは地域課題というべき問題を少なからず抱えている。近年、文化庁は指定・登録文化財の公開・活用を強く奨励しているが、鳥取県の民家の場合、中部の重文「河本家」「尾崎家」などを例外として、東部・西部の民家は頑なに公開を拒んでおり、そのため県民からの認知度が非常に低い。さらに驚いたことに、県指定2件・町指定2件の計4件が「指定解除」になっていることが判明した。その原因は、1) 後継者不在、2) 地震・豪雪等の被災、3) 財政難、4) アメニティ（住み心地の良さ）の欠如、などだと関係者は嘆く。全県に吹きすさぶ過疎の嵐は、未指定の民家群にとどまらず、指定済みの文化財民家をも巻き込んでいる現実に衝撃をうけた。

**民家の保全と終活** こうした民家の消滅や指定・登録解除を目の当たりにすると、鳥取県のような過疎地にあっては、新規の建造物指定・登録には慎重にならざるをえない。むしろ、指定・登録済みの民家等建造物が「解除」にならないためにも、それらの維持保全に全力を尽くすべきとの思いを強くした。一方、未指定の民家については空き家化しているものが多く、このまま放置しておくならば「危険家屋」として強制撤去の対象とされるであろう。強制撤去の場合でも、不動産の所有者は撤去費用を負担しなければならない。この撤去を穏便に進めるための「補助」や古材のリサイクル・システムを構築する必要がある。すなわち、民家を「いかに（安寧に）終わらせるか」を真剣に検討すべき時代になっている。今後は、「空き家対策」の専門家と協同してより適切な古民家「終活」のあり方を模索してゆきたい。一方、指定・登録済み民家の公開・活用については、保存会の立ち上げが急務と言える。しかし、1件の民家に一つの保存会を立ち上げるとなれば容易ではないので、複数の指定・登録民家を一括してカバーする「指定・登録文化財民家保存ネットワーク」のような組織の構築を提案したい。幸い、鳥取県ではヘリテージ・マネージャーの制度が確立されており、この制度と連携することが望ましいであろう。

**成果の活用** 45年前に刊行された『鳥取県の民家』の追跡に取り組んだが、こうした取組は民家以外の報告書でもなされるべきであり、また他県でも実施すべき課題である。じっさい、今年度、『秋田県の近代化遺産』（1992）の追跡調査も進めており、その成果は秋田県の関係者に歓迎され、地元紙（秋田魁新報）で大々的に報道された。令和を迎えた今、昭和～平成の業績を再検証する試みは今後も増えていくだろう。